

金融商品取引所の上場廃止後における貴社株式の取扱いについて

金融商品取引所における上場廃止後の、株式等振替制度における貴社株式の取扱い方法について、以下の1.～3.のうちいずれか1点をご選択いただき、所定の提出資料のご提出をお願いいたします。

	概要	発行会社の必要な手続	提出資料
1. 上場廃止に伴う 取扱廃止	上場廃止日の2営業日後に取扱廃止となり、振替口座簿から貴社株式の全ての記録が抹消されます。 一般的なお手続となります。	特にありません。	上場廃止に係る適時開示資料をTargetほふりサイトによりご提出ください。
2. 上場廃止日から 1年間の取扱継続	上場廃止日から原則1年間、振替制度での取扱いを継続します。取扱継続中の期間は、貴社株式は振替口座簿に記録され、上場時と同様に、振替請求による権利移転や基準日における株主確定等を行えます。	貴社株式が振替株式である間は、以下の点が義務付けられます。 ✓ コーポレートアクション等について決議・決定した場合の弊社に対する通知（なお、決議・決定がない場合も、1週間に1度の頻度で弊社に対する取締役会決議等の予定に係る通知が必要となります） ✓ 所定の手数料のお支払い ✓ 振替制度の指定株主名簿管理人に対する業務委託 ✓ その他、弊社の業務処理の方法に従うこと	以下の資料をTargetほふりサイトによりご提出ください。 ✓ 上場廃止に係る適時開示資料 ✓ 一定期間の取扱継続を希望する旨等を記載した「その他（ST98-20）」の通知 ✓ その他の資料
3. 非上場株式(*)と して弊社取扱い	上場廃止後も非上場株式として振替制度に参加し続けます（参加要件(*)を満たしている必要があります）。貴社株式は振替口座簿に記録され、上場時と同様に、振替請求による権利移転や基準日における株主確定等を行えます。		以下の資料をTargetほふりサイトによりご提出ください。 ✓ 上場廃止に係る適時開示資料 ✓ 非上場株式の取扱要件に係る通知（ST98-50） ✓ その他の資料

※ 非上場株式の取扱要件は、以下のいずれかに該当する場合となります。

ア. 株主コミュニティが組成されている イ. 特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の対象となっている ウ. 有価証券報告書を提出している

お問合せ先：株式会社証券保管振替機構 振替業務部 TEL：03-3661-1836